

## 浦安市防火基準適合表示要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市内のホテル・旅館等、不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物に表示を付し、その情報を利用者等に提供することにより、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を促進し、もって防火安全体制の確立を図ることを目的とする。

(表示対象物)

**第2条** 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示(以下「表示マーク」という。)の交付を受けることができる防火対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)で、次の(1)及び(2)に該当するものとする。

- (1) 消防法第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が2以上のもの

(表示マークの種別)

**第3条** 表示マークの種別は、有効期間を1年とする表示マーク(銀)(別記第1号様式)及び有効期間を3年とする表示マーク(金)(別記第2号様式)の2種類とする。

(表示マークの交付の申請)

**第4条** 表示マークの交付を受けようとする防火対象物の関係者(以下「関係者」という。)は、表示マーク交付(更新)申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、消防長に申請するものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の2の3(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による点検及び報告の特例の認定がされていない場合は、防火対象物(防災管理)定期点検報告書の写し
- (2) 法第8条の2の3(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による点検及び報告の特例の認定がされている場合は、防火対象物(防災管理)点検報告特例認定通知書の写し
- (3) 法第17条の3の3の規定による消防用設備等点検報告書の写し
- (4) 法第14条の3の2の規定による製造所等定期点検記録表の写し
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の規定による定期

調査報告書の写し

- (6) その他消防長が必要と認める書類  
(表示基準)

**第5条** 消防長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容が、消防長が別に定める表示基準（以下「表示基準」という。）に適合しているかどうかについて、審査するものとする。

- 2 前項の表示基準に適合しているかどうかの審査に係る項目は、別表に定めるところによるものとする。

(表示マーク（銀）の交付)

**第6条** 消防長は、前条の規定による審査の結果、当該防火対象物が表示基準に適合していると認める場合（次条に定める場合を除く。）は、関係者に対して、表示基準適合通知書（別記第4号様式。以下「適合通知書」という。）により通知するとともに、表示マーク（銀）を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、表示マーク（銀）の表示の更新に係るものについては、表示マーク（銀）の交付を省略するものとする。

- 3 関係者は、第1項の規定により、表示マーク（銀）の交付を受けたときは、表示マーク受領書（別記第5号様式）を消防長に提出するものとする。

(表示マーク（金）の交付)

**第7条** 消防長は、第5条の規定による審査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係者に対して、適合通知書により通知するとともに、表示マーク（金）を交付するものとする。

- (1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、交付日から3年が経過する前に交付（更新）の申請がされ、当該防火対象物が表示基準に適合していると認められる場合

- (2) 表示マーク（金）が交付されており、かつ、交付日から3年が経過する前に交付（更新）の申請がされ、当該防火対象物が表示基準に適合していると認められる場合

- 2 前項の規定にかかわらず、表示マーク（金）の表示の更新に係るものについては、表示マーク（金）の交付を省略するものとする。

- 3 関係者は、第1項の規定により、表示マーク（金）の交付を受けたときは、表示マーク受領書（別記第5号様式）を消防長に提出するものとする。

(不適合通知)

**第8条** 消防長は、第5条の規定による審査において、当該審査に係る

防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、関係者に対して、表示基準不適合通知書（別記様式第6号様式）により通知を行うものとする。

（表示マーク交付整理簿の備付け）

**第9条** 消防長は、表示マーク交付整理簿（別記第7号様式）を備え付け、第6条第1項及び第7条第1項の規定による表示マークの交付に際して、防火対象物の名称及び所在地、当該表示マークを交付した年月日等の必要事項を記録するものとする。

（表示マークの掲出）

**第10条** 関係者は、第6条第1項及び第7条第1項の規定により交付された表示マークを、当該防火対象物に掲出することができるほか、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

（表示対象物の公表）

**第11条** 消防長は、表示に適合していると認めた防火対象物の名称その他の事項について、市のホームページ等により公表するものとする。

（表示マークの返還）

**第12条** 関係者は、表示マークの有効期間が満了し、第4条の規定による申請を行わない場合は、表示マークを返還しなければならない。

2 関係者は、表示マークの有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還しなければならない。この場合において、消防長は、表示マーク返還請求書（別記第8号様式）により、関係者に通知するものとする。

- (1) 当該防火対象物が事業を廃止し、又は休止した場合
- (2) 当該防火対象物が第5条第1項に規定する表示基準に適合しなくなった場合
- (3) 偽りその他不正の手段により表示マークの交付を受けた場合
- (4) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適格であることが確認された場合
- (5) その他表示マークを掲出する防火対象物として適当でないとして消防長が認めた場合

（表示マークの再交付）

**第13条** 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審

査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

尚、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。

（補則）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定めるものとする。

**附 則**（平成 26 年 3 月 24 日 浦消予第 339 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（表示マークの掲出開始日）

2 表示マークの交付を受けた防火対象物の関係者は、表示マークを平成 26 年 8 月 1 日から掲出できるものとする。

**附 則**

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。